

## 平成25年第1回砂川市議会定例会

平成25年3月14日(木曜日)第4号

### ○議事日程

#### 開議宣告

- 日程第 1
- 議案第13号 砂川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
  - 議案第15号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について
  - 議案第16号 砂川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について
  - 議案第17号 砂川市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
  - 議案第18号 砂川市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な公園施設の設置の技術的基準に関する条例の制定について
  - 議案第14号 砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する条例の制定について
  - 議案第25号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第19号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第20号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第21号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第22号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第23号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第24号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第26号 砂川市ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第27号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第28号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第29号 石狩川流域下水道効果促進事業(汚泥等受入施設建設事業)に対する支援に関する事務の委託に関する規約の制定について
  - 議案第30号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について
  - 議案第31号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について

議案第 32号 議決事項の変更について  
議案第 7号 平成25年度砂川市一般会計予算  
議案第 8号 平成25年度砂川市国民健康保険特別会計予算  
議案第 9号 平成25年度砂川市下水道事業特別会計予算  
議案第10号 平成25年度砂川市介護保険特別会計予算  
議案第11号 平成25年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第12号 平成25年度砂川市病院事業会計予算  
延会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第13号 砂川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について  
議案第15号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について  
議案第16号 砂川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について  
議案第17号 砂川市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について  
議案第18号 砂川市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な公園施設の設置の技術的基準に関する条例の制定について  
議案第14号 砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する条例の制定について  
議案第25号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第19号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第20号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第21号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第22号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第23号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第24号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第26号 砂川市ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第27号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第28号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 29 号 石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）  
に対する支援に関する事務の委託に関する規約の制定について

議案第 30 号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について

議案第 31 号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について

議案第 32 号 議決事項の変更について

議案第 7 号 平成 25 年度砂川市一般会計予算

議案第 8 号 平成 25 年度砂川市国民健康保険特別会計予算

議案第 9 号 平成 25 年度砂川市下水道事業特別会計予算

議案第 10 号 平成 25 年度砂川市介護保険特別会計予算

議案第 11 号 平成 25 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 12 号 平成 25 年度砂川市病院事業会計予算

○出席議員（13名）

議長 東 英 男 君  
議員 一ノ瀬 弘 昭 君  
水 島 美喜子 君  
増 田 吉 章 君  
小 黒 弘 君  
尾 崎 静 夫 君  
辻 勲 君

副議長 飯 澤 明 彦 君  
議員 増 井 浩 一 君  
多比良 和 伸 君  
土 田 政 己 君  
北 谷 文 夫 君  
沢 田 広 志 君

○欠席議員（1名）

議員 増 山 裕 司 君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	高 橋 仁 美
砂川市監査委員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
市 立 病 院 長	小 熊 豊

総務部 兼 会計管理 部長	湯 浅 克 己
市民部 部長	高 橋 豊
経済部 部長	栗 井 久 司
経済部 審議 監	田 伏 清 巳
建設部 部長	金 田 芳 一
建設部 審議 監	古 木 信 繁
建設部 技 監	山 梨 政 己
市立病院事務局 長	小 俣 憲 治
市立病院事務局 審議 監	佐 藤 進
市立病院事務局 審議 監	氏 家 実
総務課 長	安 田 貢
広報広聴課 長	熊 崎 一 弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	井 上 克 也
教 育 次 長	森 下 敏 彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局 長	湯 浅 克 己
--------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	栗 井 久 司
-------------------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	河 端 一 寿
事 務 局 次 長	高 橋 伸 二
事 務 局 主 幹	佐 々 木 純 人
事 務 局 主 幹	吉 川 美 幸

開議 午前10時00分

開議宣告

○議長 東 英男君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届け出のあった方を事務局長に報告させます。

事務局長。

○議会事務局長 河端一寿君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、増山裕司議員であります。

○議長 東 英男君 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

日程第1 議案第13号 砂川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議案第15号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について

議案第16号 砂川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について

議案第17号 砂川市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について

議案第18号 砂川市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な公園施設の設置の技術的基準に関する条例の制定について

議案第14号 砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する条例の制定について

議案第25号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

- 議案第 24 号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26 号 砂川市ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27 号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28 号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29 号 石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務の委託に関する規約の制定について
- 議案第 30 号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について
- 議案第 31 号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について
- 議案第 32 号 議決事項の変更について
- 議案第 7 号 平成 25 年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8 号 平成 25 年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9 号 平成 25 年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第 10 号 平成 25 年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第 11 号 平成 25 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 12 号 平成 25 年度砂川市病院事業会計予算

○議長 東 英男君 日程第 1、議案第 13 号 砂川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、議案第 15 号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について、議案第 16 号 砂川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について、議案第 17 号 砂川市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について、議案第 18 号 砂川市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な公園施設の設置の技術的基準に関する条例の制定について、議案第 14 号 砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する条例の制定について、議案第 25 号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 19 号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 20 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 21 号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議

案第 2 2 号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 3 号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 4 号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 6 号 砂川市ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 7 号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 8 号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 9 号 石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務の委託に関する規約の制定について、議案第 3 0 号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について、議案第 3 1 号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について、議案第 3 2 号 議決事項の変更について、議案第 7 号 平成 2 5 年度砂川市一般会計予算、議案第 8 号 平成 2 5 年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第 9 号 平成 2 5 年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第 1 0 号 平成 2 5 年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第 1 1 号 平成 2 5 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第 1 2 号 平成 2 5 年度砂川市病院事業会計予算の 2 6 件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 私から議案第 1 3 号、議案第 1 5 号、議案第 1 6 号、議案第 2 4 号、議案第 2 6 号、議案第 2 9 号の 6 議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第 1 3 号 砂川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由であります。新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布されたことに伴い、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合に設置する、砂川市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。新型インフルエンザ等の等につきましては、新感染症が想定されており、新感染症では平成 1 5 年 4 月にいわゆるサーズが指定されております。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市新型インフルエンザ等対策本部条例についてご説明申し上げます。

第 1 条は、趣旨の定めであり、この条例は新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、砂川市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものであります。

第 2 条は、組織の定めであり、第 1 項は砂川市新型インフルエンザ等対策本部長は砂川市新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督するものであります。

第 2 項は対策本部の副本部長について、第 3 項は対策本部の本部員について、第 4 項は必要な職員を置くことができることについて、第 5 項は職員を市長が任命することについ

での定めであります。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法第35条において、本部長は市町村長、本部員に副市長、教育長、消防長が定められております。

第3条は、会議の定めであり、第1項は本部長は対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集するものであります。

第2項は、本部長は当該出席者に対し、意見を求めることができる定めであります。

第4条は、部の定めであり、第1項は本部長は必要と認めるときは対策本部に部を置くことができるものであります。

第2項から第4項は、本部員の指名及び部長の役割の定めであります。

第5条は、本部長への委任の定めであり、前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は本部長が定めるものであります。

附則として、この条例は、法の施行の日から施行するものであります。

なお、法の施行日につきましては、平成25年5月10日までに施行される予定であります。また、法施行後に国及び北海道による行動計画の策定を受けて市町村行動計画を策定する予定でありますので、この計画の中で本部員及び部の役割等について定める予定であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第15号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険法の改正により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について市の条例で定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

このことに関しまして若干ご説明を加えさせていただきます。条例の制定に当たりましては、市内における当該サービスの実施及び事業所の有無にかかわらず、対象となる全てのサービスに係る人員等の基準を条例で定めることとなっております。また、本条例は介護保険法の規定による省令を基本に制定するものでありますので、本条例制定に伴い介護保険者である砂川市及びサービス事業者が行うサービスの実施内容に変更はないことから、対象となる要介護認定者への影響はありません。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例についてご説明申し上げます。

3ページをお開き願います。第1章は、総則であります。第1条は、趣旨の定めであり、この条例は介護保険法の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定めるものであります。



第2条は、定義の定めであり、この条例において第1号から第4号までに掲げる用語の意義は当該各号に定めるものとし、4ページになります。第2項では、第1項に定めるもののほか、この条例で使用する用語は法で使用する用語の例によるものであります。

第3条は、指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員の定めであり、本条例で定める数は29人以下とするものであります。

第4条は、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する申請者の定めであり、本条例で定める者は法人とするものであります。

第5条は、指定地域密着型サービスの事業の一般原則の定めであり、第1項は指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならないとするものであります。

第2項は、指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、他の地域密着型サービス事業者または居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者並びに市との連携に努めなければならないとするものであります。

第2章は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の定めであり、事業内容は重度者を初めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、訪問介護と訪問看護が連携した定期巡回型訪問と随時対応を行う24時間対応の定期巡回・随時対応サービスであり、本市におきましては訪問介護及び訪問看護で定期対応を行っており、現時点での需要がほとんどないため、実施しておりません。

第1節の第6条及び第7条は、基本方針等であります。

5ページから7ページになります。第2節の第8条及び第9条は、人員に関する基準であります。

7ページになります。第3節の第10条は、設備に関する基準であります。

8ページから18ページになります。第4節の第11条から第44条は、運営に関する基準であります。

18ページから19ページになります。第5節の第45条及び第46条は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例であります。

19ページになります。第3章は、夜間対応型訪問介護の定めであり、事業内容は要介護者の身体介護及び生活援助等在宅での生活に対する支援を夜間に定期及び随時行うもので、本市におきましては訪問介護で夜間の定期対応を行っておりますが、現時点での需要はほとんどありません。

第1節の第47条及び第48条は、基本方針等であります。

20ページになります。第2節の第49条及び第50条は、人員に関する基準であります。

21ページになります。第3節の第51条は、設備に関する基準であります。

21ページから24ページになります。第4節の第52条から第61条は、運営に関する基準であります。

24ページになります。第4章は、認知症対応型通所介護の定めであり、事業内容は認知症、要介護者の入浴等の身体介護、生活支援及び機能訓練を日帰りで行うもので、本市におきましては単独型指定認知症対応型通所介護として、もの忘れデイリんごの里がサービス事業所となっております。

25ページになります。第1節の第62条は、基本方針であります。

第2節は、人員及び設備に関する基準であります。

25ページから27ページになります。第1款の第63条から第65条は、単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護の定めであります。

27ページから28ページになります。第2款の第66条から第68条は、共用型指定認知症対応型通所介護の定めであります。

28ページから32ページになります。第3節の第69条から第82条までは、運営に関する基準であります。

32ページになります。第5章は、小規模多機能型居宅介護の定めであり、事業内容は要介護者の状況や希望に応じて、通いを中心に随時訪問や泊まりを組み合わせるサービスを提供するものでありますが、本市におきましてはサービス事業者がいない状況であります。

第1節の第83条は、基本方針であります。

33ページから35ページになります。第2節の第84条から第86条は、人員に関する基準であります。

36ページになります。第3節の第87条及び第88条は、設備に関する基準であります。

37ページから43ページになります。第4節の第89条から第110条は、運営に関する基準であります。

44ページになります。第6章は、認知症対応型共同生活介護の定めであり、事業内容は認知症により常に見守りや指示が必要な状態で、自宅で生活することが困難な要介護者がグループホームに居住し、日常生活の介護や機能訓練を行います。本市におきましては、なの花すながわ、すずらんに加えて本年3月にはりんごの里が開設し、3施設がそれぞれ18床で、合計54床でのサービスを行う予定であります。

第1節の第111条は、基本方針であります。

44ページから45ページになります。第2節の第112条から第114条は、人員に関する基準であります。

46ページになります。第3節の第115条は、設備に関する基準であります。

46ページから51ページになります。第4節の第116条から第130条は、運営に

関する基準であります。

51ページになります。第7章は、地域密着型特定施設入居者生活介護の定めであり、事業内容は日常生活のお世話や機能訓練を行うケアハウスや有料老人ホーム等であり、本市におきましては通常の施設はありますが、地域密着型の定員29名以下の施設はありません。

第1節の第131条は、基本方針であります。

51ページから53ページになります。第2節の第132条及び第133条は、人員に関する基準であります。

第3節の第134条は、設備に関する基準であります。

54ページから59ページになります。第4節の第135条から第151条は、運営に関する基準であります。

59ページになります。第8章は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の定めであり、事業内容は居宅における介護が困難な要介護者に対し日常生活上のお世話、機能訓練、健康管理及び療養上のお世話を行う施設で、本市におきましては通常の施設である福寿園はありますが、地域密着型の定員29名以下の施設はありません。

第1節の第152条は、基本方針であります。

60ページになります。第2節の第153条は、人員に関する基準であります。

62ページになります。第3節の第154条は、設備に関する基準であります。

63ページから71ページになります。第4節の第155条から第179条は、運営に関する基準であります。

72ページになります。第5節は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準であり、第1款の第180条及び第181条はこの節の趣旨及び基本方針であります。

第2款の第182条は、設備に関する基準であります。

74ページから77ページになります。第3款の第183条から第191条は、運営に関する基準であります。

78ページになります。第9章は、複合型サービスの定めであり、事業内容は小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるサービスであります。本市におきましては実施事業者はありません。

第1節の192条は、基本方針であります。

78ページから80ページになります。第2節の第193条から第195条は、人員に関する基準であります。

第3節の第196条から第197条は、設備に関する基準であります。

81ページから84ページになります。第4節の第198条から第204条は、運営に関する基準であります。

84ページになります。附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

第2条から第5条は、経過措置の定めであり、第2条は介護保険法施行令等の一部を改正する政令の規定により指定認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る適用についてであります。

第3条から第5条は、一般病床、精神病床等を有する病院等を平成30年3月31日までの間に指定地域密着型介護老人福祉施設に転換し、開設しようとする場合における食堂等の面積及び基準等の定めであります。

87ページ及び88ページには、附属説明資料として砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例施行規則を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第16号 砂川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険法の改正により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について市の条例で定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

このことに関しまして若干ご説明を加えさせていただきます。条例の制定に当たりましては、市内における当該介護予防サービスの実施及び事業所の有無にかかわらず、対象となる全ての介護予防サービスに係る人員等の基準を条例で定めることとなっております。また、本条例は介護保険法の規定による省令を基本に制定するものでありますので、本条例制定に伴い介護保険者である砂川市及び介護予防サービス事業者が行う介護予防サービスの実施内容に変更はないことから、対象となる要支援認定者への影響はありません。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例についてご説明申し上げます。

第1章は、総則であります。第1条は、趣旨の定めであり、この条例は介護保険法の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定めるものであります。

第2条は、定義の定めであり、この条例において第1号から第4号までに掲げる用語の意義は当該各号に定めるところとし、3ページになります。第2項では、第1項に定めるもののほか、この条例で使用する用語は法で使用する用語の例によるものであります。

第3条は、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する申請者の定めであり、本条例で定める者は法人とするものであります。

第4条は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則の定めであり、第1項は

指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならないとするものであります。

第2項は、指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、他の地域密着型介護予防サービス事業者または介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者並びに市との連携に努めなければならないとするものであります。

第2章は、介護予防認知症対応型通所介護の定めであり、事業内容は認知症の要支援者の介護予防を目的としたサービスを日帰りで行うもので、本市におきましては単独型指定介護予防認知症対応型通所介護として、もの忘れデイリんごの里がサービス事業所となっております。

第1節の第5条は、基本方針であります。

第2節は、人員及び設備に関する基準であります。

3ページから5ページになります。第1款の第6条から第8条は、単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の定めであり、6ページ及び7ページになります。第2款の第9条から第11条は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の定めであります。

7ページから15ページになります。第3節の第12条から第41条までは、運営に関する基準であります。

15ページ及び16ページになります。第4節の第42条及び第43条は、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準であります。

17ページになります。第3章は、介護予防小規模多機能型居宅介護の定めであり、事業内容は要支援者の状況や希望に応じて通いを中心に随時訪問や泊まりを組み合わせる介護予防サービスを提供するものでありますが、本市におきましては介護予防サービス事業者がいない状況であります。

第1節の第44条は、基本方針であります。

17ページから20ページになります。第2節の第45条から第47条は、人員に関する基準であります。

20ページ及び21ページになります。第3節の第48条及び第49条は、設備に関する基準であります。

21ページから26ページになります。第4節の第50条から第66条は、運営に関する基準であります。

26ページから28ページになります。第5節の第67条から第70条は、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準であります。

28ページになります。第4章は、介護予防認知症対応型共同生活介護の定めであり、事業内容は認知症による要支援2の者がグループホームに居住し、日常生活の中で介護予

防を行います。本市におきましては、なの花すながわ、すずらんに加えて本年3月にはりんごの里が開設し、3施設がそれぞれ18床で、合計54床でのサービスを行う予定であります。

第1節の第71条は、基本方針であります。

29ページ及び30ページになります。第2節の第72条から第74条は、人員に関する基準であります。

第3節の第75条は、設備に関する基準であります。

31ページから34ページになります。第4節の第76条から第87条は、運営に関する基準であります。

34ページから36ページになります。第5節の第88条から第91条は、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準であります。

36ページになります。附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

第2条は、経過措置の定めであり、介護保険法施行令等の一部を改正する政令の規定により指定介護予防認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る適用についてであります。

37ページ及び38ページには、附属説明資料として砂川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例施行規則を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第24号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。学童保育所通所児童の保護者負担を軽減するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市学童保育条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいます左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第6条は、保育料の定めであり、第1項の現行、月額1万円及び400円を改正後は月額9,000円及び350円に改めるものであります。

第2項の現行、日額800円を改正後は日額700円に改めるものであります。

第2項第1号の現行、月額限度額1万2,000円を月額限度額1万500円に、第2号の現行、限度額1万2,000円を改正後は限度額1万500円に、第3号の現行、限度額8,000円を改正後は限度額7,000円にそれぞれ改めるものであります。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第26号 砂川市ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

これまで市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格に関する基準は、国の政令で定められておりましたが、今回の法律改正により地方公共団体において条例で定めることとなったものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市ごみ処理場条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第4条は、技術管理者の資格の定めであり、第1号は条例で定める資格を技術士法に規定する技術士とするものであります。

以下、第2号から第11号は記載のとおりであり、国の政令と同じ内容であります。

6ページをお開き願います。現行、第4条及び第5条を改正後はそれぞれ繰り下げ、第5条、第6条に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第29号 石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務の委託に関する規約の制定についてご説明申し上げます。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、砂川市と滝川市における石狩川流域下水道効果促進事業に対する支援に関する事務の委託に関する規約を制定するものであります。

制定の理由であります。石狩川流域下水道効果促進事業に対する支援に関する事務について、滝川市に当該事務を委託するため、本規約を制定しようとするものであります。

このことに関しまして若干ご説明を加えさせていただきます。石狩川流域下水道組合では、し尿等の共同処理を行うため、平成27年4月の稼働を目指して石狩川流域下水道奈井江浄化センターに、し尿等を直接投入することができる前処理施設の建設を進めております。この建設に伴い、石狩川流域下水道効果促進事業交付金を受けるため、構成6市6町から代表市を定める必要があることから、滝川市を事務処理等を行う代表市と定め、国からの交付金を代表して受けることとなります。代表市である滝川市が事業実施に当たって事業実施主体となる石狩川流域下水道組合に交付金を交付し、さらに組合が北海道に工事委託を行うものであります。この交付金及び事業実施の取り扱いについて、滝川市を受

託市、砂川市を委託市として事務を執行しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。石狩川流域下水道効果促進事業に対する支援に関する事務の委託に関する規約の制定についてご説明申し上げます。

第1条は、委託の定めであり、砂川市は地方自治法の規定により、石狩川流域下水道効果促進事業に対する支援に関する事務を滝川市に委託するものであります。

第2条は、委託事務の範囲の定めであり、砂川市は交付金の交付に関する事務及び付帯事務について事務の管理及び執行を滝川市に委託するものであります。

第3条は、管理及び執行の方法の定めであり、委託事務の管理及び執行については滝川市の条例及び規則その他の規程の定めるところとするものであります。

第4条は、経費の負担の定めであり、委託事務の管理及び執行に要する経費は砂川市の負担とし、その年度に要した経費を滝川市に交付するものであります。経費の額及び交付の時期は、滝川市長と砂川市長が協議して定めるものであり、経費の負担についてはあらかじめ滝川市と砂川市との間で、その基本的な算定方法を定めるものであります。

第5条は、委託事務の収支の分別の定めであり、滝川市長は委託を受けた事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、滝川市歳入歳出予算において分別して計上するものであります。

第6条は、決算の場合の措置の定めであり、滝川市長は地方自治法の規定により決算の要領を公表したときは、同時に委託事務に関する部分を砂川市長に通知するものであります。

3ページになります。第7条は、連絡会議等の定めであり、滝川市長は連絡調整を図るため、必要があると認めるときは砂川市長と連絡会議を開くものとし、連絡会議のほか必要に応じて事務関係者との調整会議を開くことができるものとするものであります。

第8条は、条例等改廃の場合の措置の定めであり、委託事務に適用される滝川市の条例等の全部または一部を改廃しようとする場合は、あらかじめ砂川市長に通知しなければならないものとし、改廃された場合は直ちに当該条例等を砂川市長に通知しなければならないものであり、これらの通知があったときは砂川市長は直ちに当該条例等を公表しなければならないとするものであります。

第9条は、事務委託の廃止の定めであり、委託事務の全部または一部を廃止する場合は、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、滝川市長がこれを決算するものとし、決算に伴って生ずる剰余金は速やかに砂川市に還付しなければならないとするものであります。

附則として、この規約は、平成25年4月1日から施行するものであります。

第2項は、砂川市長は、この規約の告示の際、あわせて委託事務に関する滝川市の条例等が砂川市に適用される旨及びこれらの条例を公表するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。



○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君（登壇） 私のほうから議案第17号、議案第18号、議案第27号、議案第28号の4議案についてご説明申し上げますが、この4議案制定等の理由につきましては関連がございますので、若干ご説明を行いたいと存じます。

この4議案の制定等につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法が制定され、市が管理する道路、公園及び下水道の整備に関する技術的基準は市の条例で定めることとなり、条例の制定等を行うものであります。条例の内容につきましては、これまで使用してきた国が定める技術的基準におおむね準じるところであり、補助対象の要件となるものであります。

それでは、議案第17号 砂川市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う道路法の改正により、市が管理する道路の構造の技術的基準等を市の条例で定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次ページをお開き願います。砂川市道路の構造の技術的基準等に関する条例の概要についてご説明申し上げます。

第1条は、趣旨の定めであり、この条例は市が管理する市道（以下「道路」という。）の構造の技術的基準並びに道路標識の寸法を定めるものであります。

第2条は、定義の定めであり、この条例で使用する用語は道路法及び道路構造令において規定する用語を用いるものであります。

第3条は、道路の区分の定めであり、道路の区分は道路構造令第3条を適用する定めであります。道路構造令第3条における道路の区分は、高速自動車道路から市町村道路までを第1種から第4種までに分類しており、当市の道路は市町村道の第3種の第3級、第4級、第5級に、第4種の第3級及び第4級に該当するところであり、

第4条は、道路の構造の技術的基準の定めであり、道路の新設、改築時に適用する道路の技術的基準は、次条から第31条までに定める規定であります。

第5条は、道路用地の幅員の定めであり、自動車及び歩行者等の安全な通行の確保を考慮した幅員の規定であります。

第6条は、車線等の定めであり、市町村道の第3種及び第4種の車道を構成する車線の規定であります。

第2項は、道路の種類、地形等の状況により1車線に対応できる交通量が異なることから、安全に通行できる1車線当たりの交通量を設計基準交通量とし、車線数を決定する規定であり、3ページの第3項及び第4項は車線の幅員関係の規定であります。設計基準交通量及び車線の幅員につきましては、表に記載のとおりであります。

第7条は、車線の分離等の定めであり、交通安全上必要に応じて車線を分離する中央帯を設ける規定であります。

第2項から第5項までは、中央帯の幅員及び規格の規定であります。

第8条は、路肩の定めであり、道路には車道に接続して路肩を設ける規定であります。路肩は、舗装及び路盤等の保護または故障車が非常駐車するスペースであります。

第2項から第5項までは、路肩の幅員に関する規定であります。

4ページをお開き願います。第9条は、自転車歩行者道の定めであり、自動車の交通量が多い第3種または第4種の道路には、自転車歩行者道を車道の両側に設ける規定であります。

第2項から第4項までは、自転車歩行者道の幅員に関する規定であります。

第10条は、歩道の定めであり、第4種（第4級を除く。）及び歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路には、両側に歩道を設ける規定であります。

第2項は、歩行者の交通量が少ない第3種または第4種第4級の道路には、交通安全上必要がある場合は片側に歩道を設ける規定であり、第3項から第5項までは歩道の幅員に関する規定であります。

第11条は、除雪を勘案した道路の幅員の定めであり、道路の中央帯、路肩及び歩道等の幅員は堆雪幅を設ける規定であります。

第12条は、植樹帯の定めであり、第3種及び第4種の道路には、必要に応じ、植樹帯を設ける規定であります。

5ページの第2項は、植樹帯の幅員の規定であり、第3項は植樹帯の樹種の選定、樹木の配置等の規定であります。

第13条は、設計速度の定めであり、設計速度は道路を設計する際、道路の勾配等の決定に必要となるもので、道路の区分に応じた設計速度の規定であります。設計速度につきましては、表に記載のとおりであります。

第14条は、車道の屈曲部の定めであり、折れ曲がった道路を車両が安全、円滑に通行できるように曲線の道路を設ける規定であります。

第15条は、曲線半径の定めであり、道路の設計速度ごとに車両が安全に曲線の道路を通過できるための曲線半径、これはカーブの緩さ、きつさあらず値であります。曲線半径の規定であります。曲線半径につきましては、表に記載のとおりであります。

第16条は、曲線部の片勾配の定めであり、曲線部を通過する車両に働く遠心力を緩和するために必要に応じて片勾配を設ける規定であります。

6ページをお開き願います。第17条は、曲線部の斜線等の拡幅の定めであり、曲線部を通過する車両の前輪と後輪とは異なった軌道となるため、車輪が道路から出ないように斜線等を拡幅する規定であります。

第18条は、緩和区間の定めであり、車道の曲線部には車両通行の安全、円滑性を確保

するため、道路線形が変わることによる急ハンドル操作等を防ぐため、曲線部を緩やかにする緩和区間を設ける規定であります。

第2項は車道の曲線部に片勾配または拡幅する場合は緩和区間ですりつける規定であり、第3項は設計速度に応じた緩和区間の規定で、緩和区間の長さにつきましては表に記載のとおりであります。

第19条は、視距の定めであり、視距は車両が安全に走行できるように障害物や対向車を確認し、回避できる距離で、設計速度に応じた視距の規定であります。視距の長さにつきましては、表に記載のとおりであります。

第20条は、横断勾配の定めであり、横断勾配は車両の進行方向の勾配で、勾配が変わる箇所には道路の区分及び設計速度に応じ横断勾配を設ける規定であります。横断勾配につきましては、7ページの表に記載のとおりであります。

第21条は、縦断曲線の定めであり、横断勾配が変わる箇所を車両が円滑に走行できるように、縦断方向に曲線を設ける規定であります。

第2項は、設計速度と縦断曲線の形状に応じた縦断曲線の半径の規定であります。

8ページをお開き願います。第3項は、設計速度に応じた縦断曲線の長さの規定であります。縦断曲線の半径及び長さにつきましては、表に記載のとおりであります。

第22条は、舗装の定めであり、車道、中央帯、路肩及び歩道等は舗装を設ける規定であります。

第2項は、車道及び側帯に設ける舗装の構造に関する規定であります。

第23条は、横断勾配の定めであり、横断勾配は道路の横方向の勾配で、車道、中央帯及び路肩の路面水を排除するために設ける勾配の規定であります。横断勾配につきましては表に記載のとおりであり、第2項は歩道等の横断勾配の規定であります。

第24条は、合成勾配の定めであり、合成勾配は縦断勾配と横断勾配等を合成した勾配で、道路の曲線部分の勾配を車両の走行の安全性を考慮し、緩い勾配にする規定であります。

第25条は、排水施設の定めであり、道路の雨水を速やかに排除する排水施設を設ける規定であります。

第26条は、鉄道との平面交差の定めであり、JR函館線と道路が交差する踏切の構造に関する規定であります。第1号は交差角の規定であり、第2号は道路の線形及び勾配の規定、9ページの第3号は見通し区間の長さの規定であります。見通し区間の長さにつきましては、表に記載のとおりであります。

第27条は、交通安全施設の定めであり、交通事故の防止を図るために必要がある場合には、柵、照明施設、視線誘導標などを設置する規定であります。

第28条は、自動車駐車場等の定めであり、安全な交通を確保するために必要がある場合は自動車駐車場、自転車駐車場等の施設を設ける規定であります。

第29条は、防雪施設その他の防護施設の定めであり、積雪により交通に支障がある箇所には流雪溝、ロードヒーティング等の融雪施設を設ける規定であります。

第2項は、落石、崩壊等により交通に支障等がある箇所には柵、擁壁等の防護施設を設ける規定であります。

第30条は、橋、その他これに類する構造の道路の定めであり、強固な鋼構造、コンクリート構造とする規定であります。

第31条は、附帯工事等の特例の定めであり、道路工事等により必要が生じた工事を施行する場合は第8条、第13条、第14条、第23条、第25条、第27条及び第29条の規定による基準が適当でない場合は、これらの基準によらないことができる特例の規定であります。

第32条は、道路に設ける道路標識の寸法の定めであり、案内標識、警戒標識等の寸法は規則で定める規定であります。

10ページをお開き願います。附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

また、11ページには附属説明資料として砂川市道路の構造の技術的基準等に関する条例施行規則を添付しております。項目といたしましては、趣旨規定及び道路標識の寸法についてでありますので、お目通しをいただきたいと思います。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第18号 砂川市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な公園施設の設置の技術的基準に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な公園施設の設置の技術的基準を市の条例で定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次ページをお開き願います。砂川市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な公園施設の設置の技術的基準に関する条例の概要についてご説明申し上げます。

第1条は、趣旨の定めであり、この条例は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）に基づき、移動等の円滑化のために必要な公園施設の設置に関する技術的基準を定めるものであります。

第2条は、定義の定めであり、この条例において使用する用語は法第2条において規定する用語を用いるものであります。

第3条は、園路及び広場の定めであり、主として高齢者、障害者等、または不特定かつ多数の者（以下「高齢者等」という。）が利用する園路及び広場を設ける場合、そのうち1つ以上に設ける施設の設置基準の規定であります。第1号は出入り口の幅、車どめの間隔及び構造の規定であり、第2号は使用通路の幅、縦横断勾配の基準及び構造の規定、3

ページ、第3号は傾斜路の幅、縦横断勾配の基準及び構造の規定、第4号、第5号及び第6号は階段等の安全対策に関する基準で、手すり、柵及び転落防止施設等を設置する規定であります。

第4条は、休憩所及び管理事務所の定めであり、高齢者等が利用する休憩所を設ける場合、そのうち1つ以上、または管理事務所を設ける場合の設置基準の規定であります。第1号は、出入り口の幅及び構造の規定であります。4ページをお開き願います。第2号はカウンターを設ける場合の構造の規定、第3号は車椅子使用者の利用に適した構造の規定、第4号は便所を設ける場合、そのうち1つ以上は第6条第2項、第7条及び第8条の基準に適合する規定であります。

第5条は、駐車場の定めであり、高齢者等が利用する駐車場には車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）の駐車台数の規定であります。

第2項は、車椅子使用者用の駐車施設の幅及び表示を設ける規定であります。

第6条は、便所の定めであり、高齢者等が利用する便所の設置基準の規定であります。第1号は出入り口の幅及び構造の規定であり、第2号は床面の構造の規定、第3号は男子用小便器の種類及び手すりを設ける規定、第4号は車椅子使用者の利用に適した構造の規定であります。

第2項は、高齢者等が利用する便所を設ける場合、そのうち1つ以上に設ける便所の構造の規定であり、第1号は便所内に高齢者、障害者等の利用に適した構造の便房を設ける規定、第2号は男女兼用便所の構造の規定であります。

5ページ、第7条は、便房の定めであり、前条第2項第1号の便房の設置基準の規定であります。第1号は出入り口の構造の規定であり、第2号は高齢者、障害者等用の標識を設ける規定、第3号及び第4号は腰かけ便座、手すり及び水洗器具を設ける規定であります。

第2項は、前条第1項第1号工及び第4号の規定は前項の便房について準用する規定であります。

第8条は、男女兼用便所の定めであり、第6条第2項第2号の男女兼用便所の構造は前条第1項第1号、第3号及び第4号並びに第2項の規定を準用する規定であります。

第9条は、水飲み場及び手洗い場の定めであり、高齢者等が利用する水飲み場及び手洗い場を設ける場合、そのうち1つ以上は高齢者、障害者等の利用に適した構造とする規定であります。

第10条は、掲示板及び標識の定めであり、高齢者等が利用する掲示板及び標識の構造の基準の規定であります。第1号は高齢者、障害者等の利用に適した構造のものを設置する規定であり、第2号は表示された内容が容易に識別できるものとする規定であります。

第11条は、一時使用目的の公園の施設の定めであり、災害等のため一時使用する公園

施設の設置については、第3条から第10条までの基準によらないことができる規定であります。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第27号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う都市公園法の改正により、公園の配置及び規模に関する技術的基準を市の条例で定めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開き願います。砂川市都市公園条例の一部を改正する条例であります、説明に当たりましては3ページの附属説明資料、新旧対照表でご説明申し上げます。表の左が現行、右が改正後となっております。

第2条の次に第1章の2として、公園の設置を加えるものであります。

第2条の2は、公園の配置及び規模に関する技術的基準の定めであります。第1号は、公園を設置する場合の公園分布の均衡及び災害の避難用に資するよう考慮するほか、配置及び規模の規定であり、第1号アは街区公園、第1号イは近隣公園、第1号ウは総合公園、運動公園の配置及び敷地面積のそれぞれの規定であります。第2号は、前号の公園以外の公園を設置する場合の配置及び敷地面積の規定であります。

第2条の3は、公園施設の設置基準の定めであり、条例で定める公園敷地内に建てられる建築物の敷地面積と運動施設、教養施設及び備蓄倉庫等の災害応急対策に必要な施設を設ける場合の建築物の敷地面積の規定であります。

4ページをお開き願います。附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第28号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う下水道法の改正により、公共下水道の構造の技術的基準を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開き願います。砂川市下水道条例の一部を改正する条例であります、説明に当たりましては5ページ、附属説明資料、新旧対照表でご説明申し上げます。表の左が現行、右が改正後となっております。

第3条の次に第1章の2として公共下水道の構造の技術的基準を加えるものであります。

第3条の2は、公共下水道の構造の技術的基準は、次条から第3条の4までに定める規

定であります。

第3条の3は、排水施設の定めであり、公共下水道の排水施設の構造の技術的基準の規定であります。第1号から第4号までは排水施設は堅固で耐久性を有すること、また腐食にも強く、耐水性を有する構造とする規定であり、第5号から第7号までは排水管渠の流下能力及び構造の規定、第8号及び6ページの第9号はマンホールの設置及び構造に関する規定であります。

第3条の4は、適用除外の定めであり、前条の規定は一時的な仮設や災害のための緊急処置として設ける公共下水道施設には適用しない規定であります。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 議案第14号の提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

提案者の説明を求めます。

市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 私のほうから議案第14号、議案第25号、議案第19号の3議案についてご説明申し上げます。

まず、議案第14号 砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う水道法の改正により、砂川市立病院の専用水道に係る水道技術管理者の資格基準を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

補足いたしますと、専用水道の設置者が地方公共団体である場合には、設置者は水道技術管理者の資格基準を政令で定める要件を参酌して条例で定めることとされたものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する条例であります。第1条は趣旨の定めであり、この条例は水道法第34条第1項において準用する法第19条第3項の規定に基づき、砂川市立病院の専用水道に係る水道技術管理者の資格を定めるものであります。

第2条は、水道技術管理者の資格の定めであり、第1号から第12号までの各資格基準におきましては政令と同じ内容であります。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第25号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。歯科を新設し、口腔内の治療及び診断を専門的に行い、医療体制の充実及び地域医療の向上を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正するもので、説明に当たりましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインで表示しております。

第3条第2項は、診療科目を定めており、リハビリテーション科の次に歯科を追加するものであります。

歯科では、全身疾患と口腔病変との関連を診断し、口腔内科学的疾患の原因の探求及び予防と治療を担当し、医療体制の充実を図るものであります。

なお、昨年11月から北海道大学大学院歯学研究科口腔病態学講座口腔診断内科学より週1回出張医が派遣され、入院療養中の患者様を中心に口腔ケアを積極的に行っているところであります。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第19号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。救命救急センターとしての医療体制の充実を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員定数条例の一部を改正するもので、説明に当たりましては3ページ、附属説明資料の条例新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインで表示しております。

第3条は、職員の定数の定めであり、第1号、市長の事務部局の職員801人を816人に、イ、病院事業会計に属する職員650人を665人に改めるものであります。

職員の採用につきましては、新病院における医療体制の確保及び平成23年12月に救命救急センターの指定を受けたことなどにより、段階的に採用を行いながら医療を展開してきたところであります。さらに急性期基幹病院として救急医療の拡充など診療体制の充実と整備を図るとともに、さらなる高度医療、急性期医療に対応する必要があることから、医師及び看護職員などの医療従事者を確保する必要があるため、病院事業会計に属する職員数を増員するものであります。



附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。  
以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 私のほうから議案第20号から議案第22号までについてご説明を申し上げます。

初めに、議案第20号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、障害者自立支援法の題名が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律とされたため、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページ、議案第20号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいますと左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正であり、第10条の2第2号中、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるものであります。

第2条は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正であり、第10条の2第2号中、第5条第12項を第5条第11項に改めるものであります。

4ページをお開き願います。第3条は、砂川市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正であり、第1条中、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであり、ただし、第2条の規定は、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第21号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、市長、副市長及び教育長の給料月額について、砂川市の財政状況及び地域の経済事情等を考慮し、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページ、議案第21号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいますと

左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正であり、附則に第20項を加えるもので、第3条第1項各号の規定にかかわらず、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、給料月額並びに期末手当及び退職手当の計算の基礎となる給料月額を、市長は月額74万3,000円、副市長は月額60万8,900円に改正するものであります。これは、特別職の給料月額で、本則と比べ市長は7%、5万6,000円を削減、副市長は5%、3万2,100円を削減するものであります。

第2条は、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正であり、附則に第9項を加えるもので、第3条の規定にかかわらず、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、給料月額並びに期末手当及び退職手当の計算の基礎となる給料月額を54万4,100円に改正するものであります。これは、教育長の給料月額で、本則と比べ3%、1万6,900円を削減するものであります。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第22号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、行政職給料表（別表）の適用を受ける職員がいなくなるため、砂川市職員諸給与条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページ、議案第22号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第3条第1項第2号中、（別表第2の2）を削り、別表第2の2（第3条関係）を削るものであります。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 建設部技監。

○建設部技監 山梨政己君（登壇） 議案第23号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、都市の低炭素化の促進に関する法律が施行されたことに伴い、低炭素建築物新築等計画認定等の事務にかかわる手数料について定めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

条例改正の説明の前に法律の概要についてご説明いたします。この法律では、都市の低

炭素化を図る方法の一つとして、低炭素建築物の普及の促進が掲げられており、市街化区域と用途地域が定められた地区において二酸化炭素の排出を抑制するための措置が講じられた建築物、これを低炭素建築物といいます。この低炭素建築物の新築などをする場合、所管行政庁の認定を受けることができるとされ、所管行政庁につきましては建築主事を置く市町村長とされており、このことから、砂川市が認定するものとしましては、現在行っている建築確認と同じ建築物の種類、規模、構造のもので、木造住宅や小規模な店舗及び事務所などであり、この低炭素建築物の認定では、屋根や外壁などを省エネ性能にすぐれた構造とし、建物内における冷暖房、証明、給湯などのエネルギー消費量や節水対策、再生可能エネルギーの利用といった二酸化炭素を削減する設備について、法令に定められた基準を満たす必要があります。低炭素建築物に認定された場合、住宅については住宅ローン減税の控除額拡大などの優遇措置が受けられることとなっております。

なお、砂川市が認定する以外の建築物については、北海道が認定事務を行います。

それでは、手数料条例の改正についてご説明いたします。改正の内容につきましては、附属説明資料、新旧対照表によりご説明いたしますので、5ページをお開きいただきたいと存じます。別表第2（第2条関係）に低炭素建築物の計画認定等にかかわる手数料を加える改正であり、左が現行、右が改正後となっており、改正部分についてはアンダーラインを引いております。

33の項は、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料であり、この申請については都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項によるものであります。

アは、住宅の手数料で計画認定にかかわる全ての審査を砂川市で行う場合、1棟につき（ア）から（エ）に定める住宅の戸数区分に応じた手数料の額とするものであります。

イは、同じく住宅の手数料で、事前に民間の調査機関または評価機関による技術的審査を受けた場合に技術的審査を除き計画認定を砂川市で行うもので、1棟につき（ア）から（エ）に定める住宅の戸数区分に応じた手数料の額とするものであります。

ウは、住宅以外の建築物の手数料で計画認定にかかわる全ての審査を砂川市で行う場合、1件につき（ア）及び（イ）に定める床面積の区分に応じた手数料の額とするものであります。

6ページをお開き願います。エは、同じく住宅以外の建築物の手数料で、事前に調査機関による技術的審査を受けた場合に技術的審査を除き計画認定を砂川市で行うもので、1件につき（ア）及び（イ）に定める床面積の合計の区分に応じた手数料の額とするものであります。

オは、この計画の認定については、現在砂川市で行っている建築確認申請と同じ建築物とする規定であり、力からくは手数料算定にかかわる規定で、1つの建築物で住宅と住宅以外の用途のものが併用されている場合や、この計画認定申請にあわせて建築確認申請を提出する場合などの手数料算定について規定するものであります。

次に、34の項は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料であり、この申請については都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項によるものであります。

7ページです。アは、工事の着手または完了時期の変更のみの手数料で、1戸または1棟について1,000円とするものであります。

イは、住宅の工期の変更以外の手数料で、変更認定にかかわる全ての審査を砂川市で行う場合、1棟につき(ア)から(エ)に定める住宅の戸数区分に応じた手数料の額とするものであります。

ウは、同じく住宅の工期の変更以外の手数料で、事前に調査機関または評価機関による技術的審査を受けた場合に、技術的審査を除き変更認定を砂川市で行うもので、1棟につき(ア)から(エ)に定める住宅の戸数区分に応じた手数料の額とするものであります。

エは、住宅以外の建築物の工期の変更以外の手数料で、変更認定にかかわる全ての審査を砂川市で行う場合、1件につき(ア)及び(イ)に定める床面積の合計の区分に応じた手数料の額とするものであります。

8ページをお開き願いたいと思います。オは、同じく住宅以外の建築物の工期の変更以外の手数料で、事前に調査機関による技術的審査を受けた場合に、技術的審査を除き変更認定を砂川市で行うもので、1件につき(ア)及び(イ)に定める床面積の合計の区分に応じた手数料の額とするものであります。

カからケは、この変更認定にかかわる建築物と手数料の算定にかかわる規定であります。

次に、現行33の項につきましては33を35に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に計画の認定を申請するものから適用するものであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君（登壇） 私のほうから議案第30号、議案第32号についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第30号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市地域交流センター条例第7条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

1の管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市地域交流センター、砂川市東3条北2丁目3番地3であります。

2の指定管理者の名称は、特定非営利活動法人ゆうであります。

3の管理を行わせる期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までであります。

指定の理由は、砂川市地域交流センターについては、特定非営利活動法人ゆうが指定管

理者として管理運営体制が維持されており、その実績により継続して当該法人を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第32号 議決事項の変更についてご説明申し上げます。

本議案は、砂川市体育施設の指定管理者の指定の議決事項について変更しようとするものであります。

提案の理由は、日の出運動公園内の体育施設の一元的な管理を図るため、砂川市営軟式野球場、砂川市営日の出サッカー場及び日の出公園多目的広場を教育委員会が所管する体育施設に加えるとともに、施設の老朽化に伴い砂川市営テニスコート、北光コートを廃止することを改正内容とする砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の施行に伴い、議決事項を変更するため、地方自治法第244条の2第6項及び砂川市体育施設条例第6条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

変更の内容につきましては、3ページ、議案第32号附属説明資料の新旧対照表でご説明申し上げます。表の左側が変更前、右側が変更後であり、変更部分についてはアンダーラインを付しております。

現行、砂川市の体育施設については、特定非営利活動法人ゆうを指定管理者に指定する議決を得て施設の管理運営を行っておりますが、今回の変更の内容は変更前の1の管理を行わせる施設の名称及び所在地のうち、砂川市営テニスコート、北光コートを廃止し、変更後は砂川市営テニスコート、日の出コートの施設の名称を砂川市営テニスコートに変更するとともに、新たに砂川市営軟式野球場（砂川市東6条南9丁目1番地5）、砂川市営日の出サッカー場（砂川市東6条南9丁目1番地1）、日の出公園多目的広場（砂川市日の出1条南9丁目2番地4）を加えるものであります。

なお、以上の変更期日につきましては、2ページの議案の2に記載のとおり、平成25年4月1日とするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） 議案第31号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市ふるさと活性化プラザ条例第6条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市ふるさと活性化プラザであり、所在地は砂川市北光336番地7であります。

2の指定管理者の名称は、砂川ハイウェイオアシス管理株式会社であります。

3の管理を行わせる期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までであり

ます。

指定の理由であります。現在の指定管理者である砂川ハイウェイオアシス管理株式会社の管理を行わせる期間が平成25年3月31日をもって終了することから、砂川市ふるさと活性化プラザの維持管理運営に実績がある砂川ハイウェイオアシス管理株式会社を引き続き指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 議案第7号の提案説明は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時00分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

提案説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 議案第7号 平成25年度砂川市一般会計予算についてご説明を申し上げます。

最初に、予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。第1条は、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ114億3,600万円と定めるものであります。この予算は、平成24年度当初予算と比較いたしますと3億4,800万円の増となり、対前年比で3.1%の増となっております。

第2条は、継続費であります。8ページ、第2表、継続費に記載のとおり、総合体育館耐震改修等工事5億4,213万7,000円について、平成25年度から26年度までの2カ年の継続事業として総額及び年割額を定めるものであります。

第3条は、債務負担行為であります。9ページ、第3表、債務負担行為に記載のとおり、ごみ収集運搬委託について期間を平成25年度から30年度まで、限度額を4億8,263万7,000円、し尿収集運搬委託について期間を平成25年度から30年度まで、限度額を1億727万1,000円、土地開発公社用地買収（25年度分）について期間を平成25年度から28年度まで、限度額を1億5,791万7,000円と定めるものであります。

第4条は、地方債であります。10ページ、第4表、地方債に記載のとおり、公営住宅建設事業債以下6件について、限度額の合計を11億8,240万円と定めるものであります。

第5条は、一時借入金であります。一時借入金の借り入れの最高額を30億円と定めるものであります。

第6条は、歳出予算の流用であります。同一款内で各項目の間の経費の金額を流用することができる場合は、各項目に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を

生じた場合と定めるものであります。

それでは、内容の説明を申し上げますが、市政執行方針の29ページに平成25年度予算大綱説明資料を添付しておりますので、これに沿って説明をまいります。歳出のほうから説明をいたしますので、33ページをお開きいただきたいと思います。予算書におきまして事業ごとに説明をしておりますので、説明資料につきましても同様な表示としたところであります。説明資料につきましては、予算書のページを記載しておりますが、ページは省略して説明をいたします。また、各項目の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるのは新規事業あるいは臨時事業であります。なお、括弧内の数字は前年度予算額であります。それでは、二重丸及びアンダーラインの事業を中心に説明をまいります。

1款議会費は1億1,102万円で、前年度と比較して328万2,000円の減であります。

2款総務費は5億6,619万2,000円で、前年度と比較して2億4,166万8,000円の増となりますが、主な要因としましてはPCB廃棄処理等委託4,459万9,000円、防犯灯LED化工事6,840万円、戸籍の電子化関連9,595万6,000円の増であります。

以下、新規事業や増減の主なものを申し上げます。1目一般管理費の二重丸、町内会館建設等に要する経費301万1,000円は、地域コミュニティの拠点である町内会館について施設の維持が大きな課題となっていることから、地域活動を支援するため、屋根、壁などの主要構造部の修繕、照明器具、暖房設備などの取りかえ及び消防用設備の点検を補助対象として、町内会等の負担の軽減を図ることができるよう経費の一部または全部を補助する経費であります。

5目財産管理費の一つ丸、財産管理に要する経費で用地確定測量業務委託料248万5,000円は、市有地の未利用地を売却するため用地確定測量を行う経費であります。旧宮川町教員住宅解体工事費121万円は、東1条南13丁目の旧教員住宅の老朽化が著しいことから解体する経費であります。用地買収費（債務負担初年次分）250万4,000円は、砂川市土地開発公社の経営健全化対策の一環として取り組んでいる用地取得について、新たに道央砂川工業団地内の西7条北23丁目270番9を一括して契約するため4カ年の債務負担とするものであり、今年度分を購入する経費であります。同じく一つ丸、庁舎の維持管理に要する経費でPCB廃棄処理等委託料4,459万9,000円は、PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により義務づけられ、保管されているPCBを含む使用済みとなっている照明器具の安定器について、今年度から処理が開始となることから、処理、運搬などを行う経費であります。高圧引き込みケーブル絶縁診断委託料8万7,000円は、市役所庁舎に引き込んでいる高圧ケーブルについて経年などにより絶縁劣化が危惧されることから、診断を実施する経費であります。同じく一つ丸、共

用車の管理に要する経費で車両購入費 394万7,000円は、公用車2台を市有車両耐用年数基準に基づき利用形態に応じた車両に更新する経費であります。

6目企画費の一つ丸、移住定住促進に要する経費で費用弁償12万3,000円、北海道暮らしフェア参加負担金15万円は、大阪市で開催される北海道暮らしフェアに参加する移住定住促進協議会会員の旅費及び市のPR、情報発信及び面談を行うためのブースを出展するための経費であります。リーフレット作成費12万3,000円は、移住定住ガイドのリーフレットを増刷する経費であります。

8目交通安全推進費の一つ丸、交通安全推進に要する経費で交通安全塔解体工事費99万円は、東1条北12丁目に設置されている交通安全塔について設置後35年を経過し、腐食等も進んでいることから撤去する経費であります。

10目市民生活推進費の一つ丸、市民生活向上推進に要する経費で防犯灯LED化工事費6,840万円は、夜間における交通の安全及び治安の維持を図るため、町内会等が管理している水銀灯などの防犯灯をCO<sub>2</sub>の排出及び維持管理経費の削減を図ることができる、長寿命で消費電力の少ないLED灯に取りかえる経費であります。

11目情報化推進費の一つ丸、情報化推進に要する経費でファイアウォール更新委託料187万5,000円は、庁内ネットワークへの外部からの侵入を防ぐなどセキュリティーを確保するための機器であるファイアウォールのサポート期間が終了することから、機器を更新する経費であります。情報機器廃棄処理委託料58万円、備品購入費1,146万9,000円は、パソコンのオペレーションシステムのサポートが終了となるため、セキュリティーの確保に支障が生じ、また経年によるふぐあい、故障等が発生するなど更新が必要となったことから、78台のパソコンの購入及び不要となったパソコンなどをデータを消去して廃棄する経費であります。

12目電算管理費の一つ丸、財務会計システムに要する経費でシステム改修委託料49万1,000円は、パソコンの更新に伴い起債管理などのシステムを改修する経費であります。

13目まちづくり推進費の二重丸、スマートインターチェンジの設置推進に要する経費75万8,000円は、(仮称)砂川サービスエリアスマートインターチェンジの設置に関する関係機関との協議を進めるための経費であります。同じく二重丸、地域公共交通の検討に要する経費1,045万4,000円は、本市に適した地域公共交通を検討するため設置した地域公共交通会議において、国の地域公共交通確保維持改善事業を活用して実証調査運行、生活交通ネットワーク計画の策定など調査分析を行うための経費であります。同じく一つ丸、協働のまちづくりに要する経費で町内会連合会創立50周年記念事業補助金50万円は、町内会相互の連携を密にして親睦と融和を図り、町内会員の福祉の向上に努めるとともに地域の身近な課題解決に向けた取り組みを行っている町内会連合会が50周年を迎え、記念事業が実施されることから、記念事業が円滑に実施されるよう経費の一



部を補助する経費であります。地域コミュニティ活動支援事業補助金334万7,000円は、町内会による地域活動や地域の身近な課題解決に向けた取り組みを支援することにより地域コミュニティの充実強化を図り、市民と市の協働のまちづくりの実現に資するため、町内会が実施する活動、事業に対し補助する経費であります。

1目徴税費の一つ丸、市税の賦課事務に要する経費で土地鑑定評価委託料341万2,000円は、固定資産税における土地の評価額は適正な時価によるものとされ、地価公示価格、地価調査価格のほか不動産鑑定士による鑑定評価から求められた価格を活用するとされているため、平成27年度の評価がえに向けて市内96地点の鑑定評価を実施する経費であります。軽自動車ナンバープレート作製委託料3万4,000円は、原動機付自転車第1種のナンバープレートの残数が少なくなったことから作製する経費であります。

1目戸籍住民基本台帳費の一つ丸、戸籍住民基本台帳に要する経費で戸籍電子データ作成委託料8,654万2,000円は、平成24年度から債務負担行為により実施している紙の戸籍の電子データ化に係る経費であります。戸籍システム導入委託料517万5,000円は、戸籍事務用の端末などの機器及びソフトウェアを導入する経費であります。住民基本台帳システム連携委託料195万円は、事務処理時間の短縮につなげるため戸籍システムと住民基本台帳システムの連携を図る経費であります。庁舎通信線敷設委託料33万1,000円は、滝川市役所に設置するサーバーと接続するため新たな通信回線を敷設する経費であります。中空知広域圏戸籍総合管理システム事務負担金195万8,000円は、戸籍サーバーを共同運用するため、サーバー及びシステム構築等並びにサーバーの管理及びネットワークに係る経費について、構成市町の負担割合に応じて負担する経費であります。同じく一つ丸、住民基本台帳ネットワークシステム管理に要する経費で備品購入費346万5,000円は、住民基本台帳ネットワークシステムの機器については全国一斉の機器更改が求められ、平成26年5月が期限とされているため更新する経費であります。

2目参議院議員選挙費の二重丸、参議院議員選挙の執行に要する経費1,326万4,000円は、7月に実施が予定される参議院議員選挙を執行する経費であります。

次に、34ページ、3款民生費は17億9,639万9,000円で、前年度と比較して4,764万6,000円の増となりますが、主な要因としましては身体障害者自立支援医療費1,189万2,000円、知的障害者自立支援給付費2,285万2,000円、生活保護費の扶助費1,105万2,000円の増であります。

1目社会福祉総務費の一つ丸、民生委員の活動に要する経費で退任民生委員記念品7万円は、民生児童委員、主任児童委員の3年ごとの一斉改選に際し、退任される方に対し記念品を贈呈する経費であります。二重丸、住宅手当緊急特別措置事業に要する経費116万9,000円は、離職者の住宅及び就労機会の確保を支援するため、就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者または喪失するおそれがある者に対し住宅手

当を支給する経費であります。同じく一つ丸、障害者福祉システムに要する経費でシステム改修委託料63万円は、障害者自立支援法が障害者総合支援法に変わるとともに、障害者の定義に新たに難病等が追加されるためシステムを改修する経費であります。

5目老人福祉費の一つ丸、老人施設措置に要する経費で施設サービス措置費59万7,000円は、高齢者への虐待などのやむを得ない事由により介護保険サービスを利用できない高齢者に対し、市が必要な介護保険の施設サービスの利用について措置する経費であります。同じく一つ丸、在宅老人対策に要する経費で在宅サービス措置費13万7,000円は、施設サービス措置費と同様に、市が必要な介護保険の在宅サービスの利用について措置する経費であります。同じく二重丸、高齢者いきいき支え合い活動に要する経費179万6,000円は、市民が高齢期を迎えても住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるために市、関係機関、事業者、地域が連携し、きめ細やかで重層的な見守り活動などにより、生き生きと自立した生活を送ることができるよう、見守り活動の手引の作成、記念講演会の開催などのいきいき活動、支え合い活動を展開するための事業を実施する経費であります。同じく二重丸、北海道後期高齢者医療広域連合に要する経費392万7,000円は、道内の全ての市町村で構成されている北海道後期高齢者医療広域連合は派遣職員による業務に当たっているところであり、砂川市に派遣要請があったことから、職員の派遣を行うための経費であります。なお、この経費につきましては、派遣職員分担金として同額が納付されるものであります。

1目児童福祉費の二重丸、災害遺児対策に要する経費7万2,000円は、災害による遺児の健全な育成を図るため、遺児を扶養している者に対し災害児手当を支給する経費であります。同じく二重丸、未熟児養育医療に要する経費187万3,000円は、身体の発達が未熟なままで生まれ、入院、養育が必要な乳児について、その治療に必要な医療費の給付を行う未熟児養育医療給付が北海道から権限移譲されたことから、医療費の給付等を実施する経費であります。同じく一つ丸、障害児自立支援に要する経費で自立支援医療費42万円は、育成医療として身体に障害のある児童、または将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、手術等の治療によって確実に効果が期待できる児童に対して提供される生活の能力を得るために必要な医療費の支給を行うものであり、北海道からの権限移譲により実施する経費であります。同じく一つ丸、ファミリーサポートセンター事業に要する経費で備品購入費1万6,000円は、事務用のラベルライターを購入する経費であります。

2目母子父子福祉費の一つ丸、母子父子福祉に要する経費で高等技能訓練促進費等給付金284万円は、母子家庭の母が看護師、介護福祉士、保育士等の資格を取得するため養成機関で修業する場合に生活費の負担軽減を図り、資格取得が容易となるよう高等技能訓練促進費及び交通費を支給するものであります。平成25年度入学生からは修学期間の上限を3年から2年とするとともに、支給対象に父子家庭の父も加え支給する経費であり

ます。

4款衛生費は5億3,820万円で、前年度と比較して1億8,373万4,000円の減となりますが、主な要因としましては墓地造成工事1,499万4,000円の減、エネクリーンの稼働による可燃ごみ焼却処理委託料の減及びクリーンプラザくるくるの管理等委託料の減などによる砂川地区保健衛生組合負担金1億6,626万3,000円の減であります。

1目ごみ処理費の一つ丸、ごみ収集処理に要する経費で収集運搬委託料（債務負担初年次分）7,239万6,000円は、ごみの収集運搬業務については車両の購入などの設備投資が必要となるため、平成25年7月1日から5年間の契約を債務負担行為により行うこととしたものであり、初年度分の委託料であります。

2目し尿処理費の一つ丸、し尿収集処理に要する経費で収集運搬委託料（債務負担初年次分）1,609万1,000円は、し尿処理の収集運搬業務についてもごみの収集運搬業務と同様に5年間の契約を債務負担行為により行うこととしたものであり、初年度分の委託料であります。石狩川流域下水道組合負担金1,176万4,000円は、6市6町で構成する石狩川流域下水道組合が建設する、し尿処理共同施設の事業費について構成市町の負担割合に応じて負担する経費であります。

5款労働費は1,867万7,000円で、前年度と比較して448万9,000円の減となります。1目労働諸費の二重丸、重点分野雇用創出事業に要する経費793万1,000円は、地域の求職者に新たな雇用機会を創出するため、道央砂川工業団地及び周辺の地域にごみの不法投棄が発生していることから、不法投棄箇所の状況調査、投棄されたものの調査、回収処理を行うとともに、投棄のおそれのある箇所の環境整備を実施する経費であります。

次に、35ページ、6款農林費は9,507万4,000円で、前年度と比較して2,318万6,000円の増となりますが、主な要因としましては青年就農給付金1,650万円の増、森林整備加速化・林業再生事業2,351万円の増、中山間地域等直接支払交付金1,823万2,000円の減であります。

1目農業委員会費の二重丸、農地制度実施円滑化事業に要する経費122万2,000円は、農地の有効利用に向け円滑な事務処理と適正な農地管理を行うための経費であります。

2目農業振興費の一つ丸、農業振興事業に要する経費で施設野菜等堆肥購入補助金60万円は、安心、安全な農作物の生産及び化学肥料の使用の低減を図り、環境保全に資する農業の推進を図るため、施設野菜等に使用する良質な堆肥購入経費の一部を補助する経費であります。青年就農給付金1,650万円は、持続可能な力強い農業を実現するには青年の新規就農者を増加させる必要がありますが、就農直後の所得の確保等が課題であることから、就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため経営開始直後の新規青年就農者に対し

て給付金を給付する経費であります。同じく一つ丸、鳥獣被害対策に要する経費で講師謝礼7,000円は、鹿などを追い払うため使用する動物駆逐用煙火を使用するためには講習を受け煙火消費保安手帳の所持が必要となることから、講師を招き講習会を開催する経費であります。備品購入費177万円は、近年熊の目撃情報が増加していることから、人的被害の発生を防止するため、LEDの光や音などで鳥獣を寄せつけないようにする鳥獣忌避装置を目撃情報の多発している民家付近に設置する経費であります。同じく二重丸、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金150万円は、平成23年度から農業者戸別所得補償制度として実施され、平成25年度は名称変更となった経営所得安定対策を円滑に実施するため、制度の普及推進、作付面積の確認などの業務を行っている砂川市農業再生協議会へ事業実施に係る事務費等を補助する経費であります。

1目林業振興費の二重丸、森林整備加速化・林業再生事業に要する経費2,351万円は、効率的な森林施業を推進するため森林内の林道などの路網整備として実施する林業専用道豊平山線の工事測量設計委託を実施する経費であります。

7款商工費は1億1,164万2,000円で、前年度と比較して680万円の増となります。

1目商工振興費の一つ丸、商工業振興対策に要する経費で農商工連携促進補助金20万円は、市内農業者、商業者及び工業者間の連携を図り、地元の農産品を活用した新商品を開発する者に対し、原材料購入費及び研究費を助成する経費であります。プレミアム商品券発行事業補助金300万円は、市内における消費を喚起し、中心市街地地域経済の活性化を図るため、商工会議所が実施するプレミアム商品券発行事業に対してその経費の一部を助成するもので、2,000セット発行し、1セット1万円につき2,000円のプレミアムをつけるものであります。商店会連合会商品券発行事業補助金200万円は、砂川商店会連合会が主催する夏のトリプルチャンス抽せん会及びウインターチャンスセールにおいて発行される商店会連合会加盟店で利用できる商品券に係る経費を補助し、商店街の活性化を図るものであります。同じく二重丸、まちなか集客施設の運営管理に要する経費127万3,000円は、中心市街地の集客及び商店街への回遊を促し、中心市街地の活性化を図るため、商店街の情報提供、にぎわいを創出する事業の拠点となる集客施設を設置し、地域おこし協力隊を活用してまちなかのにぎわいを創出するための経費で、施設に係る備品購入費、維持管理費などであります。同じく二重丸、地域おこし協力隊に要する経費916万2,000円は、都市部の人材を地域社会の新たな担い手として受け入れ、地域力の充実強化を図る取り組みとして地域おこし活動などの支援に従事していただくとともに、その隊員の定住及び定着を図り、地域経済の活性化に貢献する地域おこし協力隊制度を活用して観光事業の推進及びまちなか集客施設の運営などを実施する経費で、隊員3名の報酬などの人件費、住宅及び車の借り上げ料、募集のための広告料、活動経費などあります。

8款土木費は12億2,322万5,000円で、前年度と比較して130万7,000円の減となります。

2目道路橋梁維持費の一つ丸、道路橋梁の維持に要する経費で橋梁長寿命化修繕計画策定委託料660万円は、昨年実施した橋梁の点検に基づき市内80橋の修繕計画を策定する経費であります。気象庁データ使用料21万円は、北2丁目通りのロードヒーティングにおいて、気象庁の天気予報データを利用して温度管理を行うための経費であります。同じく二重丸、道路橋梁費の修繕工事費1,800万円は、すずらん3条通りほか1カ所の雨水対策工事、東一線舗装補修工事であります。同じく一つ丸、流雪溝の維持管理に要する経費で国道12号流雪溝導水管移設工事費620万円は、国道12号の車道拡幅工事に伴い、歩道下に占用している、砂川市が管理する流雪溝の導水管の一部が支障となったことから、導水管の補強と移設を行うための経費であります。

3目道路橋梁新設改良費の二重丸、道路橋梁新設改良事業費4億521万5,000円は、記載のとおり改良舗装工事14路線、舗装工事1路線、排水流末工事1路線に係る工事費、委託料、補償費に加え、来年度以降に工事を行う2路線の委託料であります。また、街路灯設置工事として車両通行の安全を確保するため、交差点にLEDの街路灯7灯を設置する経費であります。

1目河川費の二重丸、護岸改修事業費1,000万円は、降雨による護岸の崩落により個人所有地への影響が懸念されるため実施する樋口川護岸改修工事、奈江豊平川護岸改修工事であります。

2目公園管理費の一つ丸、公園の維持管理に要する経費で公園施設長寿命化計画策定委託料1,100万円は、都市公園などにおける公園利用者の安全性の確保の観点から、公園施設の適切な修繕、長寿命化対策など、計画的な改築等に取り組むための計画を策定する経費であります。備品購入費64万7,000円は、北光公園で使用する自走式草刈り機に故障が発生していることから、更新する経費であります。

次に、36ページ、1目市営住宅管理費の一つ丸、市営住宅の管理に要する経費で除雪委託料100万8,000円は、宮川団地、豊栄団地の移転により空きとなった住戸前の除雪を行う経費であります。工事請負費6,586万円は、長寿命化を図るための東町団地屋根・外壁改善工事、居住性の向上を図るための東町団地灯油集中配管工事、宮川団地除却工事、市営住宅敷地内の防犯灯LED化工事であります。備品購入費17万円は、団地内の公園、緑地帯の草刈りを行う自治会等に対し草刈り機等を貸し出しているところであり、管理面積が拡大している南吉野団地自治会に芝刈り機を追加して貸し出す経費であります。同じく一つ丸、改良住宅の管理に要する経費で工事請負費9,825万円は、長寿命化を図るための宮川中央団地屋根・外壁改善工事、公園の再整備を図る宮川中央団地公園環境整備工事、改良住宅敷地内の防犯灯LED化工事であります。

2目住宅管理費の二重丸、ハートフル住まいる推進事業に要する経費2,400万円は、

高齢者等の安心で安全な住まいの実現、安心して住み続けられる住まいづくりと居住環境の向上、定住促進とまちなか居住への誘導を図るため、高齢者等安心住まいる住宅改修補助金 215 万円、永く住まいる住宅改修補助金 690 万円、まちなか住まいる等住宅促進補助金 1,495 万円の助成を実施するものであります。同じく二重丸、老朽住宅除却費補助金 120 万円は、住環境の向上及び市民の安全と安心の確保を図るとともに、地元企業の利用促進に寄与することを目的とし、現行の耐震基準の適用前に建築された老朽住宅の除却費用の一部を助成する経費であります。同じく二重丸、住宅用太陽光発電システム導入費補助金 80 万円は、地球温暖化対策及び環境保全意識の高揚のため、自然エネルギーの普及促進を図ることを目的とし、機器設置費用の一部を助成する経費であります。

3 目市営住宅建設費の二重丸、石山団地建設事業費 1 億 8,055 万 7,000 円は、石山団地の平成 24、25 年度継続事業分 2 棟 14 戸の建設、20 戸の老朽住宅除却、76 メートルの道路整備、14 台分の駐車場整備及び移転に伴う補償費であります。

9 款消費費は 3 億 9,573 万 7,000 円で、前年度と比較して 2,004 万 2,000 円の増となりますが、主な要因につきましては消防組合の高規格救急自動車、消火栓の更新などによる砂川地区広域消防組合負担金 1,914 万 9,000 円の増によるものであります。

2 目災害対策費の一つ丸、災害対策に要する経費で地域防災計画修正委託料 268 万円は、現在の地域防災計画の策定後に東日本大震災が発生し、国の防災基本計画、北海道地域防災計画及び関係法令の改正などを踏まえ、現実に即した実効性のある新たな地域防災計画を策定する経費であります。職員初動マニュアル作成委託料 131 万円は、災害発生時に職員が迅速な対応ができる体制の確立を図るため、地域防災計画と連動した職員の初動マニュアルを作成する経費であります。備蓄品購入費 625 万 2,000 円は、大規模災害時において被災した避難住民の生命の安全を確保するため、緊急的かつ応急的に必要となる物資及び停電時の対応を図るための資材を購入する経費であります。

10 款教育費は 6 億 8,016 万 2,000 円で、前年度と比較して 2 億 5,940 万 4,000 円の増となりますが、主な要因につきましては図書館の空調設備改修工事 2,580 万円の増、総合体育館の耐震改修等工事 2 億 2,964 万 8,000 円の増であります。

2 目事務局費の二重丸、砂川高校の支援に要する経費 145 万 5,000 円は、砂川高校の魅力アップを図り、間口確保につなげる対策として砂川高校のさまざまな活動や魅力の PR を図るため、砂川高校地域新聞の広報紙への折り込み及び学力向上の観点から、大手予備校を活用したサテライト授業の実施について助成する経費であります。同じく一つ丸、その他事務局に要する経費で全国都市教育長協議会大会負担金 2 万円は、旭川市で開催される全国都市教育長協議会大会の開催経費の一部について北海道の各都市が人口比に応じて負担する経費であります。

1目小学校管理費の一つ丸、学校の管理に要する経費で工事請負費319万円は、消防法の改正に伴い40年以上経過した地下タンクの漏油防止措置を実施する砂川小学校地下灯油タンク改修工事、腐食が進み危険となっている配膳室のドアの取りかえを実施する北光小学校スチールドア改修工事であります。備品購入費1,259万7,000円は、児童用の机、椅子について経年劣化により摩耗や傷がひどいことから、取りかえを計画的に行っており、空知太小学校、中央小学校、豊沼小学校について実施する経費であります。

2目小学校教育振興費の二重丸、学力向上対策に要する経費36万9,000円は、全国の小中学校で実施されている標準学力テストは全国、全道比較での児童生徒の学力の状況など適切に把握するため、これまで保護者負担で行われていましたが、保護者などの要望も踏まえ、公費負担により実施する標準学力検査委託料であります。

1目中学校管理費の一つ丸、学校の管理に要する経費で校舎内床ワックス塗布委託料89万5,000円は、生徒のけが防止と床の延命化を図るため、体育館などについて実施するもので、石山中学校に係る経費であります。石山中学校フラッグポール設置工事費64万円は、腐食などにより倒壊の危険性が生じたため撤去したことから、新たに設置する工事費であります。

2目中学校教育振興費の二重丸、学力向上対策に要する経費52万2,000円は、小学校と同様に公費負担により実施する標準学力検査委託料であります。

1目社会教育費の一つ丸、芸術文化事業に要する経費で文化振興事業交付金20万円は、子供たちへの伝統文化の伝承、市民の文化に対する意識の向上、文化活動の技術力向上を図るため文化協会が実施する伝統文化子供教室、文化振興講座に対する交付金であります。同じく一つ丸、社会教育振興に要する経費で備品購入費54万1,000円は、社会教育事業などで利用している印刷機に故障が発生していることから更新する経費であります。

3目図書館費の一つ丸、図書館の運営管理に要する経費で空調設備改修工事費2,580万円は、空調機が経年劣化により腐食などが生じ、冷房機能が喪失していることなどから改修を行う経費であります。

1目市民スポーツ推進費の一つ丸、体育振興及び指導に要する経費で備品購入費14万4,000円は、オアシスパークが北海道健康づくり財団から身近で気軽に楽しくウォーキングを行うためのコースである、すこやかロードとして認定されたことから、ノルディックウォーキング教室を実施するため財団から助成を受け、ポールを購入する経費であります。

次に、37ページ、2目体育施設費の二重丸、総合体育館の耐震化に要する経費2億2,964万8,000円は、利用者の安全確保、防災機能の強化を図るための耐震補強工事を初め、これまで課題となっていたアスベストの除去、老朽化の著しい暖房設備、照明設備、外壁などを改修する経費であります。同じく一つ丸、海洋センターの管理に要する経費で備品購入費6万円は、経年劣化で消耗しているヨット、カヌー用のライフジャケット

をB & G財団の助成制度を活用して更新する経費であります。同じく一つ丸、弓道場の管理に要する経費で修繕料7万6,000円、屋根改修工事費135万6,000円は、屋根から雨漏りが生じるなど施設の老朽化による傷みが見られることから改修する経費であります。同じく一つ丸、市営野球場の管理に要する経費で備品購入費13万2,000円は、集中豪雨等の際に野球場内の雨水などを排水するための水中ポンプを購入する経費であります。同じく二重丸、軟式野球場の管理に要する経費9万5,000円は、軟式野球場を体育施設として管理することとなったものであり、燃料費、光熱水費などの維持管理経費であります。同じく二重丸、日の出サッカー場の管理に要する経費13万3,000円は、軟式野球場と同様に体育施設として管理することとなったものであり、燃料費、修繕料などの維持管理経費であります。

1目給食センター費の一つ丸、学校給食の実施に要する経費で衛生管理検査委託料3万円は、給食センターの衛生管理について外部の衛生管理の専門家の点検が求められていることから、学校薬剤師会に検査を委託するものであります。備品購入費575万3,000円は、給食センターの備品等は使用から14年が経過しているため消耗が激しく、衛生管理上支障を来している各小中学校に米飯を運搬する保温食缶及び修理が難しい状況になっている野菜裁断機、台はかりを更新する経費であります。

11款公債費は16億3,404万4,000円で、前年度と比較して1億4,209万1,000円の減となります。

12款諸支出金は28億186万8,000円で、前年度と比較して6,328万6,000円の増となります。増減につきましては、記載のとおりであります。病院会計繰出金6,267万9,000円の増は、地方交付税の算定における過疎債の償還分など普通交付税分の増が主な要因であります。

13款職員費は14億5,876万円で、前年度と比較して2,087万1,000円の増となります。主な要因につきましては退職手当組合納付金の増など共済費1,385万6,000円の増であります。

以上が歳出であります。

次に、歳入について申し上げますが、資料戻っていただきまして、29ページをごらんいただきたいと存じます。主なもののみ説明をしております。1款市税は19億9,625万5,000円で、前年度と比較して345万9,000円の減となります。主な要因につきましては個人市民税で個人所得の下落などにより231万7,000円の減、法人市民税で国の法人税率引き下げの影響などにより1,437万7,000円の減、市たばこ税で1,960万7,000円の増であります。

次に、30ページ、10款地方交付税は45億7,600万円で、前年度と比較して1億1,500万円の減となります。地方財政計画では地方交付税は前年度比3,921億円の減額となったところであり、普通交付税について昨年実績などをもとに国で示され



た推計伸び率に起債償還分の増などを加えて算定するとともに、基準財政需要額が平成25年7月から国家公務員と同様の削減を行うことを前提に算定されることから、この影響額を見込み、さらに人件費削減努力により加算される地域の元気づくり推進費などを算定し、前年度比1億1,500万円の減としたところであります。

次に、31ページ、14款国庫支出金は11億7,735万6,000円で、前年度と比較して5,300万9,000円の増となります。

1目民生費国庫負担金で知的障害者福祉費1,024万8,000円の増は、自立支援給付費の増であります。

1目土木費国庫補助金で社会資本整備総合交付金事業費5,369万円の減は、道路整備に係る事業の減が主なものであります。

2目教育費国庫補助金で社会資本整備総合交付金事業費8,413万3,000円の増は、総合体育館耐震改修等事業によるものであります。

15款道支出金は5億260万7,000円で、前年度と比較して2,018万円の増となります。

3目農林費道補助金で林業奨励費2,182万5,000円の増は、森林整備加速化・林業再生事業によるものであります。

1目総務費道委託金で参議院議員選挙費は、1,326万4,000円の皆増であります。

18款繰入金は2億2,670万8,000円で、前年度と比較して1億4,635万6,000円の増となりますが、主な要因につきましては財政調整基金繰入金1億5,220万5,000円の増であります。

次に、32ページ、21款市債は11億8,240万円で、前年度と比較して2億5,950万円の増となりますが、主な要因につきましては過疎対策事業債で道路整備事業債5,760万円、消防施設整備事業債2,270万円の増、土木債、教育債の公共事業等債5,730万円の増、緊急防災・減災事業債1億80万円の増、臨時財政対策債3,070万円の増であります。

以上が歳入であります。予算書の198ページ以降には給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担に関する調書、地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 東 英男君 議案第8号の提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時01分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 私から議案第8号、議案第10号、議案第11号の3議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第8号 平成25年度砂川市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

213ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億8,934万1,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金であり、一時借入金の借入れの最高額は3億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の金額を流用することができるものと定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。248ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年比328万8,000円の増は、主に一般管理事務に要する経費の給料以下職員手当、共済費の増及びアンダーラインを付しておりますが、国保税軽減措置の制度改正に伴う電算システムの改修委託料45万円であります。

250ページをお開き願います。2目運営協議会費で対前年比8万円の増は、開催回数の増によるものであります。

3項1目特別対策事業費で対前年比99万2,000円の減は、主に収納率向上対策に要する経費で徴収用車両更新に伴う備品購入費の皆減によるものであります。

254ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費で対前年比6,500万円の増、2目退職被保険者等療養給付費で対前年比400万円の増、3目一般被保険者療養費で対前年比70万円の増、256ページの2項1目一般被保険者高額療養費で対前年比4,400万円の増、2目退職被保険者等高額療養費で対前年比50万円の増は、平成24年度の決算見込み額と同額程度を見込んだことによるものであります。

258ページをお開き願います。3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金で対前年比298万7,000円の増は、主に加入者1人当たりの負担額単価の増によるものであります。

260ページをお開き願います。4款前期高齢者納付金等、1項1目前期高齢者納付金で対前年比14万2,000円の減は、加入者の減によるものであります。

264ページをお開き願います。6款介護納付金、1項1目介護納付金で対前年比204万7,000円の増は、第2号被保険者1人当たりの負担額単価の増によるものであります。

266ページをお開き願います。7款共同事業拠出金で対前年比1,399万2,000円の減は、平成23年度以前分の医療費割等の精算によるものであり、1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金で686万3,000円の減、3目保険財政共同安定化事業医療費拠出金で712万9,000円の減によるものであります。

268ページをお開き願います。8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費で319万8,000円の増は、主に特定健康診査にかかわる費用で、特定健康診査受診料の自己負担額を1,500円から1,000円に引き下げることによる保険者負担の増、医療機関から特定健康診査に相当する診療時の検査結果を受けることによる情報提供料の増によるものであります。また、アンダーラインを付しております備品購入費32万8,000円につきましては、特定健診の情報等を一括管理する新たなシステムに対応するための端末機の購入費用であります。

2項1目疾病予防費で対前年比77万7,000円の増は、主にインフルエンザの予防接種の自己負担額を1,900円から1,000円に引き下げることによる保険者負担の増によるものであります。

272ページをお開き願います。9款基金積立金で対前年比23万3,000円の減は、利子の減によるものであります。

278ページをお開き願います。12款前年度繰り上げ充用金6,050万円につきましては、平成24年度の収支不足を補うものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては219ページ、総括でご説明させていただきます。1款国民健康保険税は3億3,743万8,000円で、対前年比37万2,000円の増は、一般被保険者国民健康保険税の増によるものであります。

2款国庫支出金は6億3,513万2,000円で、対前年比2,520万6,000円の増は、主に医療費の増による療養給付費等負担金の増によるものであります。

3款療養給付費等交付金は1億5,400万1,000円で、対前年比1,100万円の増は、医療費の増によるものであります。

4款前期高齢者交付金は7億8,100万円で、対前年比8,400万円の増は、主に平成23年度の精算額の増によるものであります。

5款道支出金は1億2,684万1,000円で、対前年比1,038万4,000円の減であります。

6款財産収入は1,000円で、対前年比23万3,000円の減は、基金運用利息の減によるものであります。

7款共同事業交付金は3億9,000万円で、対前年比4,800万円の増は、交付金の算定ルールに伴う増であります。

8款繰入金金は1億6,260万9,000円で、対前年比5,091万1,000円の減は、主に国保基金繰入金の減によるものであります。

10款諸収入は1億231万7,000円で、対前年比6,477万6,000円の増は、主に収支不足額を補填する雑入の増によるものであります。

以上が歳入であります。予算書の282ページから289ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第10号 平成25年度砂川市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の335ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億8,590万7,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金で、一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の金額を流用できると定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。362ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年比69万円の増は、アンダーラインを付しておりますが、ウィンドウズXPのサポート終了に伴う電算システムのプログラム変更委託料47万1,000円、対応パソコン購入費20万6,000円の増であります。

364ページをお開き願います。3項2目認定調査費で対前年比35万4,000円の増は、主に主治医意見書手数料の増であります。

4項1目趣旨普及費で対前年比30万7,000円の減は、介護保険制度等に係る周知等経費の減によるものであります。

366ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費で通所介護における介護報酬単価減等により対前年比1,451万4,000円の減、2目地域密着型介護サービス給付費で新たな認知症高齢者グループホームの事業開始により対前年比4,530万2,000円の増、3目施設介護サービス給付費で介護老人保健施設と介護療養型医療施設における介護報酬単価減等により対前年比800万円の減、372ページの5項1目特定入所者介護サービス費で負担給付費が増加していることにより414万円の増であります。

376ページをお開き願います。3款基金積立金で対前年比4万9,000円の増は、介護給付費準備基金積立金の増に伴う利息の増によるものであります。

378ページをお開き願います。4款地域支援事業費、1項1目二次予防事業費で対前年比455万円の増は、主にアンダーラインを付しております二次予防事業対象者把握事業委託料590万5,000円であります。

380ページをお開き願います。1項2目一次予防事業費で51万5,000円の増は、主に地域サロン活動を支援するための講師謝礼の増であります。

382ページをお開き願います。2項1目包括的支援事業費で対前年比28万円の増は、地域包括支援センター業務委託料の増であります。

2項2目任意事業費で対前年比19万3,000円の減は、主に在宅老人配食サービス委託料の減であります。

384ページをお開き願います。3項1目認知症対策等総合支援事業費の認知症施策総合推進事業に要する経費516万5,000円は、昨年に引き続き地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターである砂川市立病院と連携を図りながら、認知症に対する医療と介護の連携強化及び地域における支援体制の強化を図るための経費であります。

以上が歳出であります。歳入につきましては341ページ、総括でご説明申し上げます。1款保険料は2億8,981万円で、対前年比217万円の増は、第1号被保険者の増加によるものであります。

2款分担金及び負担金は379万5,000円で、対前年比31万1,000円の減は、自己負担金の減によるものであります。

3款国庫支出金は4億770万9,000円で、対前年比912万3,000円の増、4款支払基金交付金は4億7,305万4,000円で、対前年比970万6,000円の増は、いずれも歳出の保険給付費に基づく国、診療報酬支払基金の負担ルール分に伴う増であります。

5款道支出金は2億5,899万4,000円で、対前年比960万3,000円の減は、主に介護報酬改定等に伴い道の財政措置として平成24年度のみ交付されました北海道財政安定化基金交付金の減によるものであります。

6款財産収入は基金運用利息であります。

7款繰入金は2億5,209万円で、対前年比2,306万2,000円の増は、主に繰入金算定ルールに伴う増及び介護給付費準備基金繰入金の増によるものであります。

なお、予算書の390ページ、391ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第11号 平成25年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

393ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億5,349万2,000円と定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。410ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年比70万8,000円の減は、主にアンダーラインを付しております基幹系端末に対応した電算システム改修委託料28万5,000円、被保険者証送付のための被保険者証等封入封緘委託料6万8,000円の皆増がありますが、24年度に実施した住民基本台帳法改正によるシステム改修委託料が皆減さ

れたことによるものであります。

4 1 2 ページをお開き願います。2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金で 6 2 5 万 6 , 0 0 0 円の増は、事務費分負担金及び保険基盤安定分負担金で減となるものの、療養給付費分負担金で医療費増加分の 1 , 5 9 3 万 1 , 0 0 0 円が増となることによるものであります。

4 1 4 ページをお開き願います。3 款保健事業費、1 項 1 目健康保持増進事業費で 8 6 万 2 , 0 0 0 円の増は、主に健診項目の増に伴う後期高齢者健康診査委託料の増によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては 3 9 7 ページ、総括でご説明させていただきます。1 款後期高齢者医療保険料は 2 億 2 , 0 1 6 万 3 , 0 0 0 円で、対前年比 4 0 万 1 , 0 0 0 円の減は、主に所得割賦課対象額の減によるものであります。

3 款繰入金金は 3 億 3 , 0 9 8 万 6 , 0 0 0 円で、対前年比 6 2 6 万 3 , 0 0 0 円の増は、療養給付費分の一般会計繰入金金の増によるものであります。

5 款諸収入は 2 3 4 万 1 , 0 0 0 円で、対前年比 5 4 万 9 , 0 0 0 円の増は、主に健康診査の増に伴う受託事業収入の増によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君（登壇） 議案第 9 号 平成 2 5 年度砂川市下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の 2 9 1 ページをお開き願います。第 1 条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 億 8 , 5 3 3 万 7 , 0 0 0 円と定めるものであります。

第 2 条は、地方債であり、2 9 4 ページ、第 2 表、地方債に記載のとおり、限度額を 3 億 2 , 0 7 0 万円と定めるものであります。

第 3 条は、一時借入金であり、一時借入金の借り入れ最高額を 3 億円と定めるものであります。

予算の主な内容につきましては、3 1 2 ページの歳出から前年度予算との比較でご説明いたします。1 款下水道費、1 項 1 目一般管理費 3 3 7 万 8 , 0 0 0 円の減は、一つ丸、一般管理事務に要する経費で起債償還金への繰入金充当減による消費税 3 3 5 万 5 , 0 0 0 円の減が主なものであります。

2 目維持管理費 7 5 2 万 9 , 0 0 0 円の増は、一つ丸、下水道管渠維持管理に要する経費で 3 1 5 ページ、計画停電対応に伴うポンプ場維持管理委託料 1 8 8 万円の増と、空知太西地区の水害対策として公共下水道公共枴取りかえ修繕工事費 2 5 0 万円の増及び中空知広域水道企業団の料金システム更新に伴う下水道使用料算定等事務委託負担金 3 9 5 万 8 , 0 0 0 円の増が主なものであります。

3 目水洗化促進費は、前年度と同額であります。

316ページをお開き願います。4目公共下水道整備事業費8,941万3,000円の増は、二重丸、公共下水道整備事業費で工事費9,680万円の増と委託料で784万円の減及び工事施行に伴う補償費20万円の増が主なものであります。本年度の事業につきましては、説明欄に記載のとおり交付金事業として空知太中継ポンプ場の電気、機械設備の更新工事が1本と雨水管渠新設工事が1本で、延長207メートルの実施を予定しております。また、委託料では空知太中継ポンプ場改築工事及び雨水管渠新設工事に伴う建設資材等単価調査委託と、雨水排水計画の見直しに伴う計画策定調査委託及び老朽管渠調査委託を予定しております。

318ページをお開き願います。5目流域下水道整備事業費852万5,000円の減は、一つ丸、流域下水道整備事業費で北海道が施行する流域下水道整備事業費の減に伴う流域下水道整備工事負担金865万7,000円の減が主なものであります。

320ページをお開き願います。2款個別排水処理事業費、1項1目個別排水処理事業費57万円の増は、一つ丸、維持管理に要する経費で合併処理浄化槽が昨年度当初より5基ふえたことによる浄化槽維持管理委託料44万3,000円の増が主なものであります。

322ページをお開き願います。3款公債費、1項1目元金5,372万円の減は、一つ丸、下水道地方債償還元金で過去に借り入れした起債償還の終了等による2,110万6,000円の減と、補償金免除繰上償還終了に伴う3,240万6,000円の減及び一つ丸、個別排水処理地方債償還元金で過去に借り入れした起債償還の終了等による20万8,000円の減であります。

2目利子1,282万3,000円の減は、起債残高の減少等による減であり、一つ丸、下水道地方債償還利子で1,275万4,000円の減及び一つ丸、個別排水処理地方債償還利子で6万9,000円の減であります。

次に、歳入につきましては295ページの総括でご説明いたします。1款分担金及び負担金で90万円の減は、個別排水処理施設分担金の納入完了に伴う減が主なものであります。

2款使用料及び手数料で67万3,000円の減は、下水道使用料の滞納繰り越し分の減が主なものであります。

3款国庫支出金で4,012万5,000円の増は、交付金事業の増加によるものであります。

4款繰入金は、下水道事業特別会計の収支調整のため一般会計からの繰り入れであり、679万3,000円の減は地方債償還金の減等により収支不足調整額が減少していることが主なものであります。

6款諸収入で40万3,000円の減は、水洗便所改造貸付金元利収入で貸付償還者の減が主なものであります。

7款市債で1,310万円の減は、償還元金の減による資本費平準化債1,650万円

の減と事業費の増による公共下水道整備事業債 2, 230万円の増、工事負担金の減による流域下水道整備事業債 870万円の減、公共下水道整備事業費の増に伴う過疎対策事業債 2, 220万円の増及び補償金免除借換債 3, 240万円の減であります。

今度訂正をさせていただきます。295ページの9万円を90万円と言い間違えましたので、訂正をさせていただきます。

なお、326ページ以降は関連調書を添付しておりますので、お目通しをいただき、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 議案第12号 平成25年度砂川市病院事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、1ページをごらんください。第2条は、本年度の業務の予定量を（1）、病床数506床、（2）、年間患者数は入院を14万3,331人、外来を26万1,217人とし、（3）、1日平均患者数では入院を393人、外来を1,066人と予定したところであります。（4）、主要な建設改良事業は、1、院舎改修事業、2、医療機械器具整備事業を実施するものであります。

第3条は、収益的収入及び支出であります。病院事業収益を113億370万7,000円と定め、病院事業費用を126億9,632万1,000円と定めるものであります。

2ページをお開きください。第4条は、資本的収入及び支出であります。資本的収入を7億7,330万7,000円、資本的支出を13億1,306万4,000円と定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億3,975万7,000円を過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

第5条は、企業債であります。医療機械器具整備事業として限度額を4億20万円と定めるものであります。起債の方法、利率、償還の方法はそれぞれ記載のとおりであります。

第6条は、一時借入金の限度額を3億円と定めるものであります。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を（1）、職員給与費で64億5,014万6,000円、（2）、交際費で250万円と定めるものであります。

第8条は、棚卸資産の購入限度額を15億2,183万4,000円と定めるものであります。

第9条は、重要な資産の取得及び処分、器械備品の資産として、がん温熱療法装置及びハイブリッド手術室装置を取得するものであります。

4ページをお開きください。次に、主な内容のご説明を申し上げます。収益的収入であります。1項医業収益は前年度より2億769万9,000円増の101億7,806



万2,000円を予定したところであります。この内容としましては、1目入院収益で前年度より2億6,905万2,000円増の72億3,163万4,000円で、1人当たりの診療単価では前年度より955円増の5万454円を予定したところであります。

2目外来収益は、前年度より6,886万6,000円減の27億2,635万3,000円で、1人当たりの診療単価では前年度より288円減の1万437円を予定したところであります。

3目その他医業収益は、前年度より751万3,000円増の2億2,007万5,000円を予定したところであります。

次に、2項医業外収益は、前年度より666万5,000円減の10億2,996万6,000円を予定したところであります。この内容としましては、1目受取利息配当金で前年度より20万4,000円増の23万3,000円、2目補助金で前年度より226万円増の6,370万8,000円、6ページをお開きください、3目負担金交付金で国の交付税算入に基づいた市からの繰入金を前年度より2,084万8,000円減の8億4,509万8,000円、4目その他医業外収益で前年度より1,171万9,000円増の1億2,092万7,000円を予定したものであります。

3項看護専門学校収益は、前年度より150万8,000円減の8,560万円を予定したところであります。

4項院内保育事業収益は、前年度より132万7,000円増の977万9,000円を予定したところであります。

8ページをお開きください。5項特別利益は、前年度同様に30万円を予定したところであります。

次に、10ページをお開きください。収益的支出についてであります。1項医業費用は前年度より2億7,448万1,000円増の123億4,952万7,000円を予定したところであります。主な内容としましては、1目給与費で医師、看護師、医療技術員等の職員採用に伴い、前年度より3億3,605万8,000円増の63億6,502万9,000円、2目材料費で医薬品のジェネリック化などにより、前年度より6,174万4,000円減の28億7,262万円を予定したところであります。

12ページをお開きください。3目経費は、光熱水費の減などにより前年度より791万4,000円減の16億5,317万9,000円を予定したところであります。

14ページをお開きください。4目減価償却費は、新病院の建物に係る減価償却費が増となったもので、前年度より135万4,000円増の13億9,261万3,000円を予定したところであります。

16ページをお開きください。6目研究研修費は、認定資格取得など診療体制整備のための研修受講等で、前年度より672万7,000円増の6,608万5,000円を予定したところであります。

2項医業外費用は、企業債利息の減によるもので、前年度より217万8,000円減の1億5,746万3,000円を予定したところであります。

18ページをお開きください。3項看護専門学校費用は、前年度より8万4,000円減の1億908万9,000円を予定したところであります。

20ページをお開きください。4項院内保育事業費用は、前年度より330万8,000円増の1,999万3,000円を予定したところであります。

22ページをお開きください。5項特別損失は、前年度より5,254万9,000円増の6,024万9,000円を予定したところであります。主な内容としましては、3目退職手当組合納付金で3年に1度の事前納付金精算において5,381万5,000円の増を予定したものであります。

24ページをお開きください。資本的収入であります。1項企業債は医療機器購入に係る借り入れ予定額で、前年度より2億3,890万円減の4億20万円を予定したところであります。

2項投資償還金は、1目長期貸付金償還金で、看護学生学資貸付金償還者の減で前年度より57万9,000円減の853万5,000円を予定したところであります。

3項補助金は、2目道補助金で救命救急センター機能強化事業補助金及び地域医療広域連携推進事業費補助金で1億円を予定したところであります。

4項出資金は、国の交付税算入に基づいた市からの出資金で、繰り入れ基準である企業債元金償還金の増により、前年度より8,256万5,000円増の2億6,457万1,000円を予定したところであります。

26ページをお開きください。資本的支出であります。1項建設改良費は改築事業の終了により前年度より5億1,167万円減の5億789万9,000円を予定したところであります。内容としましては、2目院舎改修費でハイブリッド手術室実施設計費として490万円、3目資産購入費でハイブリッド手術室装置など医療器械器具の整備を図るもので、前年度より2億5,323万5,000円増の5億299万9,000円を予定したものであります。

2項企業債償還金は、1目元金償還金で前年度より7,614万2,000円増の7億9,384万9,000円を予定したところであります。

3項投資は、1目長期貸付金で看護学生への学資貸付金の貸付予定者を前年度より1名増と見込んでいることから、前年度より27万6,000円増の1,131万6,000円を予定したところであります。

28ページ以降は、財務諸表など予算に関連する資料であります。ご高覧いただきましてご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で各議案の提案説明を終わります。

休会の件について

○議長 東 英男君 お諮りします。

3月15日は、議案調査等のため本会議を休会にしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、3月15日は休会することに決定しました。

散会宣告

○議長 東 英男君 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 2時38分